

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所
設置者・施設長各位

こ ど も 青 少 年 局
児 童 虐 待 ・ D V 対 策 担 当 課 長
保 育 ・ 教 育 運 営 課 長

緊急事態宣言の解除に伴う「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づいた要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童への対応について（依頼）

日頃より、本市の児童福祉行政の推進に御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件について、緊急事態宣言が5月25日に解除されましたが、登園自粛の要請が続く等、子どもの様子や家族の状態が把握しづらい状況が継続しています。

そこで、令和2年5月7日付こ こ 第 8 5 8 号で依頼しました『子どもの見守り強化アクションプラン』に基づいた、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童の対応について」に基づく状況の把握等については、引き続き次のとおり、今後も状況の把握等、行っていただきますようお願いいたします。

1 実施期間

令和2年6月1日（月）から 当面の間（*）

（*）新型コロナウイルス感染症が収束に向かい、登園自粛の依頼が解除となるなど、平時の状況に戻った段階で、通常対応に戻ることとします。対応終了時には、別途連絡します。

2 対象者

各区役所・児童相談所より、5月11日以降に届いた『支援依頼対象児童名簿』に記載のある児童

3 状況把握方法

- ① 登園開始児童について（週1回以上の登園等が行われている場合）

登園開始月の連絡票に登園している旨を記載し、メール等で送付。

→**対応の終了**

- ② 登園自粛継続児童について

週一回の状況把握を継続し、連絡票を用いて区または児童相談所にメール等で送付。

→**対応の継続**

4 その他

- ・現在登園している、または登園を再開した児童については、これまで通り何か気になることがあれば担当する区役所または児童相談所にご連絡ください。また、必要に応じて確認の連絡を区役所または児童相談所から入れさせていただくことがあります。

- ・登園を再開した児童についても、再度、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合、『支援依頼対象児童名簿』に基づいた状況把握を再開する可能性がありますので、『支援依頼対象児童名簿』、『児童状況連絡票』は廃棄せずに個人情報の管理徹底の上、保管をお願いいたします。

5 参考

- (1) 『子どもの見守り強化アクションプラン』の実施について」に基づいた
要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童への対応について（依頼）
(令和2年5月7日)

〈担当〉

こども青少年局こども家庭課

児童虐待・DV対策担当

岩井、阿部、足立

電話：671 - 4288

e-mail : kd-stopkodomogyakutai @city.yokohama.jp

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所
設置者・施設長各位

こども青少年局
児童虐待・DV対策担当課長
保育・教育運営課長

『子どもの見守り強化アクションプラン』の実施について」に基づいた
要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童への対応について（依頼）

日頃より、本市の児童福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について新型コロナウイルス感染拡大により、登園自粛や臨時休園が継続され、児童虐待の発生等が危惧される状況です。この度、厚生労働省から「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施に伴い、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童について、見守りの強化と定期的な状況の把握を行うよう通知がありました。区や児童相談所との連携を図りながら、登園を自粛している児童についても状況把握を行っていただきますようお願いいたします。

1 実施期間

令和2年5月11日以降、当面の間

*登園自粛が継続される期間を想定しています。対応終了時には、別途連絡します。

2 対象者

区役所または児童相談所から名簿にて依頼があった、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童で登園の頻度が週1回未満の児童

3 実施方法

- ① 区・児童相談所が、園長宛てに状況把握を依頼したい児童について電話で連絡
- ② 区・児童相談所が、要保護児童・要支援児童の名簿を送付 **別紙1**：、支援依頼対象児童名簿（アクションプラン用）
- ③ 各施設より、概ね1週間に1回程度、家庭に電話等で連絡し状況を把握

別紙2：フロー図 **別紙3**：児童状況連絡票（記入例）

名簿に記載された園児1名（兄弟児童がいる場合は各家庭1枚）を名簿番号にて管理し、児童状況連絡票1枚（1か月分）を作成し、状況を把握するごとに記載してください。

*保護者への連絡時に支援対象児童である旨は伝えず「近況の状況把握」として聞き取りを行ってください。

*日にちや時間を変えて複数回電話等を行っても連絡がつかない場合（1日の中で複数回の電話連絡を、3日/週、続けるなどしても連絡が取れない場合）は区・児童相談所へご連絡ください。

- ④ - 1 虐待等が疑われ、支援が必要な状況を把握した場合
➡担当する区または児童相談所へすぐに電話で連絡
- ④ - 2 特に変化が見られない場合
➡電話等で状況を把握するごとに児童状況連絡票に記載
- ⑤ 月に1回（月末）に、担当する区または児童相談所に児童状況**連絡票**をメールで提出（または郵送・持参）
*メール利用の場合は必ず、パスワードをかけて送信してください。

3 その他

- ・現在登園しており、目視や見守りが行われている児童については、これまで通り何か気になることがあれば担当する区役所または児童相談所にご連絡ください。また、必要に応じて確認の連絡を区役所または児童相談所から入れさせていただくことがあります。
- ・各施設において、支援依頼対象児童名簿（アクションプラン用）、児童状況連絡票については鍵にかかるところに保管するなど個人情報の管理徹底をお願いいたします。

4 添付資料

- (1) 別紙1 支援依頼対象児童名簿（アクションプラン用）
- (2) 別紙2 「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施 フロー図
- (3) 別紙3 児童状況連絡票（記入例あり）

5 参考

- (1) 「子ども見守り強化アクションプラン」の実施について
(令和2年4月27日厚生労働省子ども家庭局長通知 子発0427第3号)
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について」
(令和2年4月24日厚生労働省子ども家庭局 事務連絡)
- (3) 緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について（下記抜粋）
(令和2年4月8日横浜市こども青少年局保育・教育運営課、保育・教育人材課 こ保運第127号)

1 (1) *虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭については、受け入れを原則としてください。なお、当該保護者が登園を控え、子どもの様子が園で確認できないなど、心配な状況がある場合は、区こども家庭支援課や児童相談所に連絡してください。

- (4) 「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施にあたっての協力依頼について
(通知) (令和2年4月28日内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当))

〈担当〉

こども青少年局こども家庭課

児童虐待・DV対策担当

阿部、岩井、足立

電話：671-4288

e-mail：kd-stopkodomogyakutai@city.yokohama.jp